

別表六の二（七）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項若しくは第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する措置法第68条の9第5項各号又は第6項第1号若しくは第2号に掲げる連結事業年度において適用を受ける場合があります。）又は令和3年改正前の措置法第68条の9第

1項若しくは第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。